

お詫びと訂正

『改訂増補版「無償返還」「相当の地代」「使用貸借」等に係る借地権課税のすべて』（令和3年1月18日発行）に誤りがありましたので、下記の通りお詫びして訂正いたします。

税務研究会出版局

【正誤表】

p.22〔借地人側〕の表内、「所得税」および「法人税」における「それ以外の権利金の支払い」の扱いについてそれぞれ「必要経費」と「損金」と記載されておりますが、正しくはいずれも「非償却資産」です。

(誤)

〔借地人側〕

権利金の支払い	所得税	法人税	相続・贈与税
土地の時価の1/2超の権利金の支払い	非償却資産	非償却資産	借地権として評価
それ以外の権利金の支払い	必要経費	損金	

(正) ※訂正箇所の下線

〔借地人側〕

権利金の支払い	所得税	法人税	相続・贈与税
土地の時価の1/2超の権利金の支払い	非償却資産	非償却資産	借地権として評価
それ以外の権利金の支払い	<u>非償却資産</u>	<u>非償却資産</u>	